

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2016年11月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 合併で生じたのれんの償却費は費用計上不可¹

先頃、インドのバンガロール控訴裁判所(Bangalore Tribunal)は、合併で生じたのれんの償却費の費用計上を否認した。控訴裁判所のこの判決は、合併で取得した資産に係る償却額は、当該合併がなかった場合に被合併法人に認められる償却額を超過してはならないと規定する、1961年所得税法 section 32(1)の5番目のただし書きに依拠している。

また、合併前、被合併法人は、のれん償却費を計上していなかったため、償却費はゼロであるべきであるという考えも示した。

最高裁判所は、以前、合併で生じたのれんが償却可能資産であることを認めている²。しかし、バンガロール控訴裁判所は、最高裁判所の当該判決について、「最高裁判所は、のれんが無形資産または同様の性質を有する事業上もしくは商業上の権利に該当し、償却を行うことができる資産である」ことを認めたに過ぎないとし、合併前、被合併法人はのれん償却額を控除していなかったため、当該合併法人は、合併で生じたのれんの償却費を費用計上することはできないとした。

2. 源泉税が徴収されたという事実だけをもって課税できることにはならない³

ムンバイ控訴裁判所(Mumbai Tribunal)は、「納税者への支払額から源泉税が徴収されたという事実だけで、オフショア取引がインドで課税できることにはならない」という判決を下した。本件は物品のオフショア取引に関するもので、販売が、特に本人と本人との間(on principal to principal basis)でインド国外で実行された場合、当該オ

フショア取引からの利益には課税できず、単に支払から源泉税が徴収されたという事実だけで当該支払がインドで課税可能であると結論付けることはできないという判断を示した。

1 バンガロール控訴裁判所(Bangalore Income tax Appellate Tribunal) - I.T. A. No.722, 801 & 1065/Bang/2014, in the case of United Breweries Limited 訴訟

2 CIT 対 Smifs Securities Limited [252 CTR 233(SC)]

3 ムンバイ控訴裁判所(Mumbai Tribunal) : ABB Switzerland Ltd. 対 ADIT (IT) -1(1) [2016] 73 taxmann.com 166 (Mumbai - Trib.)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp
マネジャー Pawankumar Kulkarni pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitterもご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.